

コンプライアンス規程

(目的)

- 第1条 本規程は、会社経営におけるコンプライアンスの取り扱いを定める。
- 2 本規程におけるコンプライアンスとは、社会的要請を受けて、法令ならびに諸規程を遵守すること および高い道德観・倫理観を持ち、良識に従い行動することをいう。

(経営方針)

- 第2条 会社は、コンプライアンスを経営の基本方針のひとつとする。
- 2 会社は、コンプライアンス違反行為の早期発見に資するため、社内外に通報窓口を設ける。

(組織)

- 第3条 会社のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
- (1) コンプライアンス担当取締役
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当取締役)

- 第3条の2 コンプライアンス担当取締役は、取締役会に対し、定期的にコンプライアンスの状況について報告する。
- 2 コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス委員会を指揮監督する。

(コンプライアンス委員会)

- 第3条の3 コンプライアンス担当取締役と外部有識者で構成されるコンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会は、取締役会の決議をもって選任する。
- 3 コンプライアンス委員会は、次の事項を取り扱う。
- (1) コンプライアンスの啓蒙および教育研修方法の検討
- (2) 内部通報等により発覚した問題への対処方法の検討
- (3) 再発防止策の検討
- (4) コンプライアンス違反に関する処分方針の検討

(社員の義務)

- 第4条 社員は会社の基本方針を踏まえ、法令および諸規程等を誠実に遵守するとともに、社会人としての自覚を持ち、高い道德観・倫理観を持つ市民として、良識に従い業務を遂行しなければならない。

(社員の禁止事項)

- 第5条 社員は次に掲げることをしてはならない。

- (1) 無知からコンプライアンスに違反する行為をすること
- (2) 他の社員に対し、コンプライアンスに違反する行為を指示すること
- (3) 他の社員に対し、コンプライアンスに違反する行為を教唆すること
- (4) 他の社員のコンプライアンス違反行為を黙認すること

(拒否)

第6条 社員は他者からコンプライアンスに違反する行為を持ちかけられたときは、これを拒否しなければならない。

(通報の義務)

第7条 コンプライアンスに違反する行為または違反する恐れのある行為については、これを隠蔽せず、発見した場合、自ら行った場合を問わず、速やかに、コンプライアンス担当取締役、外部受信窓口のいずれかに通報しなければならない。

2 前項の通報は、口頭、電話、電子メール、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとする。なお、各々の連絡先は、別紙のとおりとする。

3 前第2項の通報は、匿名でも差し支えないものとする。

(事実関係の調査)

第8条 コンプライアンス担当取締役は、法律違反の報告があったときは、情報を共有するとともに、速やかに事実関係を調査する。

2 コンプライアンス担当取締役、外部通報受信窓口は、事実関係の調査に当たり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(代表取締役および監査役への報告)

第9条 コンプライアンス担当取締役は、事実関係の調査結果を代表取締役および監査役に報告する。

(中止命令)

第10条 事実関係の調査の結果、コンプライアンス違反であることが判明したときは、代表取締役は、違反者に対し、中止命令を出す。

(懲戒処分)

第11条 会社は、コンプライアンスに違反する行為をした社員を懲戒処分に付することができる。

(公表)

第12条 代表取締役は、コンプライアンス違反の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びにコンプライアンス違反の関係者の処分及び再発防止策を公表する。

(免責の制限)

第13条 社員は、次に掲げることを理由として、自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることは出来ない。

- (1) 法令等の知識がなかったこと
- (2) コンプライアンスに違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

附則

(施行)

第14条 この規程は、令和6年5月1日から施行する。

通報窓口一覧

■コンプライアンス担当取締役 穴井俊輔

住 所：〒869-2401 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場2082番地

電 話：0967-42-1010

メール：info@fillinglife.co

■外部受信窓口 JANPIA 一般社団法人 日本民間公益活動連携組織

コンプライアンス相談・通報窓口

メール：compliance@janpia.or.jp